

支援機関における支援業務関係の進捗状況

1. 支援業務室の設置

6月1日 に（社）電気通信事業者協会内にユニバーサルサービス支援業務を行うために支援業務室を設置しました。

2. 支援業務関係ホームページの立上げ

6月23日 に協会ホームページの中にユニバーサルサービス支援業務関係のホームページを立上げるとともに、広く周知を行い、関係事業者等のホームページから、リンクを張って頂いております。

なお、当該ホームページのURLは、以下のとおりです。

<http://www.tca.or.jp/universalservice/index.html>

3. 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第8条に基づき関係書類の取りまとめ

6月30日 算定等規則第8条に基づき接続事業者から関係書類の提出を受け、必要な処理を行いました。

4. 現在、支援業務を円滑に推進するため、以下のような取り組みを行っています。

- (1) 支援機関の運営費の借入及び負担金の受入れ等の銀行の選定
- (2) 一般利用者への制度等の周知のためのパンフレット、新聞広告などの企画及び調整
- (3) 利用者からの問合せに対応するためのコールセンターの検討 など

ユニバーサルサービス支援業務

[ご挨拶](#)[お知らせ](#)[Q&A](#)[支援機関の概要](#)[関係法規](#)[支援業務諮問委員会](#)[情報公開](#)[関連サイト](#)

ご挨拶

当協会は、電気通信事業法(第106条)の規定に基づき、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)の提供を確保するため、当該役務を提供する適格電気通信事業者に対して交付金を交付するとともに、当該交付金の交付に要する費用に充てるため、接続電気通信事業者等から負担金を徴収すること等を業務とする基礎的電気通信役務支援機関として、平成17年12月9日に総務大臣から指定され、平成18年6月1日から支援業務を開始することとなりました。

平成18年度は、交付金の交付や負担金の徴収など支援業務を適確に行うとともに、本制度や手続きなどについて、国民利用者の皆様にご理解いただけるよう周知・広報についても努めて実施することとします。

本制度に対します皆様方のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

基礎的電気通信役務支援機関
社団法人電気通信事業者協会
会長 小野寺 正

Q & A

Q1. 「通信に関するユニバーサルサービス」とは、具体的にどのようなサービスですか？

「通信に関するユニバーサルサービス」は、「国民生活に不可欠であり、あまねく日本全国における提供が確保されるべき」とされているサービスです(注1)。具体的なサービスとしては、

1. 加入電話サービスのうちの加入者回線(基本料)、特例料金が適用される離島通話及び110番・119番などの緊急通報
2. 公衆電話サービスのうちの社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置される第一種公衆電話について、当該公衆電話から利用可能な市内通話、特例料金が適用される離島通話及び110番・119番などの緊急通報が対象とされています。

(注1)電気通信事業法(昭和59年法律第86号)等において規定されています。

Q2. ユニバーサルサービス制度とは、どのような仕組みなのですか？

「ユニバーサルサービス制度」とは、ユニバーサルサービス提供事業者(NTT東日本・西日本)のユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する仕組みです。

Q3. なぜユニバーサルサービス制度が必要なのですか？

携帯電話やインターネットの普及など競争の進展によって、一部の地域ではユニバーサルサービス提供のために必要な費用が不足しております。このため、NTT東日本・NTT西日本はじめ、その他の固定電話、携帯電話、PHS、IP電話など約70社の電話会社が費用を出し合い「ユニバーサルサービス制度」をスタートさせることとなりました。

Q4. ユニバーサルサービス制度の具体的な仕組みを教えてください。

ユニバーサルサービスの提供の確保のために必要な費用は、平成19年1月以降、皆様ご利用になる電話番号の数に応じて、電話会社からユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会(注2)を通じて、NTT東日本・西日本に支払われることとなります。

また、1電話番号当たりの支払額(これを「番号単価」といいます。)は、NTT東日本・西日本に対して必要とされる補てん額(注3)をもとに、ユニバーサルサービス支援機関が算定します。

(注2)ユニバーサルサービス支援機関は、ユニバーサルサービス制度の運営に携わる指定機関であり、総務大臣から社団法人電気通信事業者協会が指定されています。

(注3)補てん額は、離島・山間地等の高コスト地域における加入電話の加入者回線(基本料)のコストの一部や、第一種公衆電話における赤字の一部を対象に算定されます。

お問合せは、社団法人電気通信事業者協会ユニバーサルサービス支援業務室
03-3502-1267 [受付時間:午前9時～午後5時 (土・日・祝休日・年末年始を除きます)]

支援機関の概要

1 業 務

ユニバーサルサービスを行うNTT東日本及びNTT西日本に対し、交付金を交付するとともに、この交付金の交付に要する費用に充てるため、加入電話や携帯サービスなどを行う電話会社から負担金を徴収することを業務としています。

2 組 織

支援業務を実施する組織として、平成18年6月1日に協会内に支援業務室が設けられました。

また、支援業務諮問委員会が、会長の諮問に応じ、交付金・負担金の額及び交付・徴収方法等支援業務の重要な事項について調査審議等を行います。

(社)電気通信事業者協会

支援業務実施組織



3 事業計画及び予算(総務大臣認可)

平成18年度事業計画(支援業務関係)

平成18年度収支予算(基礎的電気通信役務支援機関業務特別会計)

4 業務実施規程(総務大臣認可)

基礎的電気通信役務支援業務規程